

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 行動計画

職員の働き方を見直し、仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日（5年間）

2. 内 容

目標1：職員の所定外労働時間削減のため、週1回ノ一残業デーを設定し実行する。

＜対策・取組内容＞ 令和3年10月～

- ・ 課長会議や管理者会議、所内回覧等で各部署へ周知を徹底する。
- ・ 所定外労働時間削減のための勤務体制や業務分担等の見直しを継続する。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業や介護休業、時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を図る。

＜対策・取組内容＞ 令和3年10月～

- ・ 育児休業法等関係諸法令の改正情報等の内容を所内回覧等で周知する。

目標3：年次有給休暇を1人年間10日以上取得するよう促進を図る。

＜対策・取組内容＞ 令和3年10月～

- ・ 年次有給休暇の取得日数について、職員間での不均衡を解消するため、各部署における勤務体制や業務分担の見直し等を図り、全職員が年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を行う。